

行政書士 すずき 鱸 弥 生 の 情 報 発 信

NO.43 改正消費者契約法



消費者契約法とは？

消費者契約法は、事業者と消費者間の「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目して、消費者保護のため、平成 13 年 4 月に施行されました。消費者が物を買う際に、事業者が商品についてうその説明をしたり、消費者の不利益になることをわざと言わなかったり、家に居座り契約させたような場合、消費者は、事業者のルール違反を主張して、その契約を取り消すことができるというものです。



消費者契約法制定以降 15 年が経過し、高齢社会を迎えるなど社会構造の変化も生じ、改正前の消費者契約法では、被害者を十分救済できない事案も出てきました。消費生活相談事例や判例などが蓄積されてきたことから、平成 29 年 6 月 3 日、消費者契約法が一部改正されました。以下、改正のポイントをみていきたいと思います。

1. 「過量販売」が取り消し可能に

事業者が、判断能力の低下した高齢者に付け込み、常識では考えられない量の健康食品などを購入させる被害が多数発生したため、「過量販売の取り消し」を認める条文が追加されました。これにより、「販売する商品やサービスが、当該消費者にとっての通常の分量等を著しく越えるものであることを事業者が知っていて勧誘し、消費者がその勧誘により、契約してしまった」場合には、消費者は、その契約を取消することができるようになりました。

商品は、健康食品の他にも、布団、宝石、着物、浄水器、リフォームなどがあります。また、1つの契約は適量であっても、羽毛布団セット→肌掛け布団→遠赤外線カバー→敷マット→ムートンの敷物などのように、商品を次々と販売した場合（次々販売）にも、要件を満たせば、消費者に取消権が認められるようになりました。ただし、これらの要件を立証する責任は消費者側にあります。消費者に取消権があっても、業者がすでに行方不明というような場合は、どうしようもないということになってしまいますが・・・

2.不実告知における「重要事項」の拡大

消費者契約法は、「事業者が、商品の勧誘に際し、“重要事項”について事実と異なることを告げ、消費者がこれを事実と誤認して契約した場合には、その契約を取り消すことができる」と定めています。では、重要事項とは何を指すのでしょうか？改正前の消費者契約法では、消費者が購入する商品そのものについての説明に限定されていました。例えば、消費者が、「このままだと、2～3年後には必ず肌がボロボロになる」と、事実と反して事業者から言われ、当該化粧品を購入したとしても、事業者が、販売する商品そのものについて嘘を言っていないとすると、契約を取り消すことができないということになってしまいます。そこで、改正消費者契約法では、「契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害または危険を回避するために通常必要であると判断される事情」を重要事項に追加しました。簡単にいうと、消費者の購入の動機となった事情についても重要事項に追加されたということです。

3.取消権の行使期間の延長

契約の取消権は、改正前の「追認をすることができる時から6ヵ月、契約のときから5年で時効」から改正後は、「追認をすることができる時から1年、契約のときから5年」に改正されました。追認をすることができる時とは、消費者が事業者のルール違反（重要事項についてうそを言った、わざと不利益を伝えなかった、必ず儲かると断定的に言ったなど）を知ったときからという意味です。消費者が、事業者のルール違反を知らないまま5年間経過したときも取消権を主張することができなくなります。

4.クーリング・オフとの関係

クーリング・オフ制度は、訪問販売・マルチ商法等について定める特定商取引法、保険業法、宅地建物取引業法等の各業法に規定されています。これらの法律は、本来、業者を取り締まる法律なのですが、消費者の不意をついた契約が問題になり、クーリング・オフが規定されたのです。そのため、取り消すことができる契約は、業法に規定があるものに限りません。取り消し理由は必要なく、取り消し期間は、8～20日（熟考期間）と短くなっています。もっと、消費者を保護することができる法律をとということで、消費者契約法が誕生しました。消費者契約法は、すべての契約が対象で、事業者のルール違反があれば、騙されたと認識したときから1年間は取り消しを主張することができます。なんだか、おかしいなと思った場合は、「消費者ホットライン 188」に電話すると、最寄りの消費生活相談センターにつないでくれるので、相談されるとよいでしょう。

暑さに負けず、がんばりましょう！



鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR 芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com